保全工事 ver1.0.9

掲示文兼入札説明書
【総合評価方式・電子入札対象】

独立行政法人都市再生機構中部支社の以下 3(1)に係る工事の入札等については、この掲示文兼入札説明書による。

1　掲示日　令和 8 年 11 月 17 日

2　発注者
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　小澤　誠一

3　工事概要等
(1)　工事概要

工事名	Ｒ０８－支－アーバニア千代田アルミ製窓建具改修工事 （以下「本工事」という。）
工事場所	愛知県名古屋市中区千代田 5-7-15
工事内容	①建物概要 １号棟（21 階・294 戸） ②工事内容 ・アルミ製窓建具改修 詳細は設計図書のとおり。
工期	当初設定工期：令和 9 年 2 月 11 日から令和 9 年 11 月 2 日まで(予定) 工事着工期限日：令和 9 年 5 月 5 日 実工事期間：265 日 ※実工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)の増減は考慮しない。 ※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。 ※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を発注者に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。 なお、工事着工日から起算し、上記実工事期間を加えた工期が、8 月 12 日から 8 月 16 日までを含む場合は 5 日を、12 月 29 日から 1 月 7 日までを含む場合は 10 日を加算した工期を契約期間とする。 本工事の当初設定工期は、8 月 12 日から 8 月 16 日を含む為、実工事期間に 5 日を加算している。

	本工事は、当初工期に猛暑日（WBGT31以上）を考慮し、見込んだ工事である。 見込んでいる日数等の詳細は現場説明書による。 ※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。 ※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(2)　工事の実施形態

以下に掲げる「対象」(□が黒塗り(■)となっている項目)の工事である。

対象	内容
総合評価 ■対象/□対象外	本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の受付の際に「企業の技術力」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。評価に関する基準は、**別紙2**「総合評価要領」による。
低入札業者参加制限 ■対象/□対象外	本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
電子入札 ■対象/□対象外	本工事は、申請書の提出（ただし、資料は持参又は郵送するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、ファイル容量の上限は３MBのため、それを超える場合は、電子入札システムにてその旨を報告するとともに、申請期限内に、**別表**6(3)へ郵送すること。 なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに6(2)へ「紙入札方式参加承諾願」を2部提出すること。)
余裕期間制度 (発注者指定方式) □対象/■対象外	本工事は、余裕期間制度(発注者指定方式)による契約方式(発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式)の工事である。詳細は、**別添1**による。
余裕期間制度 (任意着手方式) ■対象/□対象外	本工事は、余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日(工期の始期日をいう。)を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式)の工事である。

	詳細は、**別添１**による。
余裕期間制度 (フレックス方式) □対象/■対象外	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した、余裕期間制度(フレックス方式)による契約方式(受注者が全体工期(工事完了期限)内で工事着工日及び工期末を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式)の工事である。詳細は、**別添１**による。
施工体制確認型 □対象/■対象外	本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式(以下「施工体制確認型」という。)の試行工事である。
施工技術確認型 ■対象/□対象外	本工事は、入札参加者及び機構の発注事務手続きの効率化を図ることを目的とし、価格以外の要素のうち「施工計画」に係る提案を求めず、「企業の技術力」及び「配置予定技術者の実績」を重視して評価する方式(以下「施工技術確認型」という。)の試行工事である。
成績評定非評価型 □対象/■対象外	本工事は、価格以外の要素のうち、企業の実績及び配置予定技術者の実績の項目において、機構における同種工事の成績評定点に代え、公共工事を発注する機関の同種工事の実績を評価する方式(以下「成績評定非評価型」という。)の試行工事である。
不落随契 ■対象/□対象外	(対象)入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。 (対象外)入札執行回数は、原則として２回を限度とする。
追加技術者	本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、技術者の追加配置を求めない。
専任特例及び営業所技術者等	本工事は、4(12)に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
週休２日促進工事 ■対象/□対象外	本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式)」である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載による。
ナフサを由来とする	本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化

建設資材の流通状況を踏まえた設計変更	等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材について、調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する工事である。 なお、詳細は現場説明書による。
安全確保 ■対象/□対象外	本工事は、居住者等第三者災害防止を徹底する工事である。 受注者は、工事請負契約締結後速やかに**別紙５**「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を記名押印のうえ、中部支社住宅経営部工務・検査課へ提出すること。 詳細は現場説明書による。

(3)　競争参加資格、入札手続きの期間等

以下、本文中で参照する資格、期間等については**別表**のとおり。

別表

3　工事概要等	
(4)設計図面等の交付期間	令和 8 年 11 月 17 日（火)から令和 8 年 12 月 7 日（月)の午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）並びに、正午から午後１時の間は除く)。
4　競争参加資格	
(2)業者登録	保全建築
(9)地理的要件・必要許可等	下記の地区のいずれかに下記の建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、または、下記の地区のいずれかにおいて平成 28 年度以降に当機構（住まいセンター及び住宅管理センターを含む 。）が発注した、次項に示す施工実績を有する者であること 。 地区：愛知県、岐阜県、三重県、及び静岡県内 建設業許可：「建築一式工事」
(10)施工実績の要件	下記に示す施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。 ・「同種工事」又は「類似工事」1 件の施工実績 「同種工事」 元請けとして受注し平成 28 年度以降に完成した、RC 造、SRC 造又は S 造の地上３階以上の居住中の共同住宅で、１件工事の工事対象住宅戸数の合計が 100 戸以上及び請負金額が 5000 万円以上(鋼製窓建具アルミ化工事又はアルミ製窓建具改修工事以外の工事を含む場合、当該工事に係る部分の工事の請負金額が１件 5000 万円以上)の鋼製窓建具アルミ化工事又はアルミ製窓建具改修工事。なお、同種工事には、当機構(所管事務所

	を含む。)発注の工事において工事成績評定点 60 点未満の工事は含まない。 「類似工事」 元請けとして受注し平成 28 年度以降に完成した、RC 造、SRC 造又は S 造の地上５階以上の居住中の共同住宅で、１件工事の工事対象住宅戸数の合計が 50 戸以上及び請負金額が 5000 万円以上の建物に係る外壁修繕工事。なお、類似工事には、当機構(所管事務所を含む。)発注の工事において工事成績評定点 60 点未満の工事は含まない。 ※外壁修繕工事とは、住棟全体に係る、バルコニー、廊下、階段室、庇、玄関ドア、PS 建具等共用部の壁、天井、床面に係る躯体等劣化部の補修、仕上げの改修、塗装、防水(屋根防水を除く)を行う工事。
(11)技術者の要件	①資格要件 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。 ②工事経験 上記①の有資格者として、「同種工事」又は「類似工事」の経験を有する者であること。ただし、以下イ及びロを満たすこと。 イ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。 ロ　対象建築物の着工から完成までの全ての期間に従事していること。
(14)低入札価格調査対象	本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、4(11)に掲げる技術者と同等の資格要件（ただし、4(11)②に掲げる工事経験を除く。）を有し、安全、品質管理等を選任する技術者の追加配置を求めない。 低入札価格調査後、**別紙 4** を提出すること。この内容が実施できない場合は、工事成績評価点を減点するものとする。
5　設計業務等の受注者等	
(1)設計業務等の受注者	株式会社ワシノ設計 （所在地：名古屋市千種区下方町五丁目 45 番地１）
6　担当支社等(問合せ先・提出先)	
(1)一般競争参加資格の申請に係る問合せ先	〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目１番１号　中日ビル 18 階 独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課 電話：052-238-9113 ※提出先は異なるため、機構ホームページ （https://www.ur-net.go.jp/order/info.html）を参照すること。
(2)入札方法等	上記 6(1)に同じ。

(3)申請書及び資料等	〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目１番１号 中日ビル 18 階（受付 17 階） 独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部ストック技術課 電話：052-238-9295
(4)電子入札システム操作・障害発生時等について	システム操作・接続確認等の問い合わせ先 電子入札総合ヘルプデスク　TEL　0570-021-777 電子入札ホームページ https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先 IC カード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6(2)へ連絡すること。
7　競争参加資格の確認	
(1)一般競争参加資格の提出期間	令和 8 年 11 月 30 日（月)までの午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）並びに、正午から午後１時の間は除く)。
(2)申請書、資料の提出期間	令和 8 年 11 月 17 日（火)から令和 8 年 12 月 7 日（月)の午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）並びに、正午から午後１時の間は除く)。
(6)競争参加資格通知	令和 9 年 1 月 12 日（火）
8　苦情申立て	
(1)苦情申立期限	令和 9 年 1 月 19 日（火)午後 4 時
(2)説明回答期限	令和 9 年 1 月 26 日（火）
10　掲示文兼入札説明書に対する質問	
(1)質問書提出期間・場所	電子入札システムにより提出すること。質問書様式は、**自由様式**による。(Excel 形式にて提出する。)質問がない場合は提出不要。 ①　提出期間：令和 8 年 12 月 8 日（火)から令和 9 年 1 月 12 日（火)の午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）並びに、正午から午後１時の間は除く)。 ②　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を上記 6(3)へ持参し提出するものとする(郵送又は電送によるものは受け付けない)。
(2)回答閲覧期間・場所	電子入札システムにて閲覧に供する。ただし、紙により提出された質問への回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合は、②の場所にて閲覧に供するため、その有無については 6(3)へ問い合わせの上、確認す

	ること。 ①　閲覧期間：令和9年1月19日（火)から令和9年2月1日（月）の午前10時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに、正午から午後1時の間は除く)。 ②　閲覧場所：〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号　中日ビル17階 独立行政法人都市再生機構中部支社　情報公開室・閲覧コーナー
11　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法	
(1)入札日時	令和9年1月27日（水）午前10時から 令和9年2月2日（火）正午まで(予定)
(2)開札日時	令和9年2月3日（水）午前10時(予定) 再入札となった場合：令和9年2月3日（水）　午前11時40分(予定)

(4)　設計図面等の交付期間及び交付方法等

①　交付期間　**別表**による。

②　交付方法

交付を希望する場合は、**別紙1**設計図面等交付申込書を上記①の期間にＦＡＸ送信し申し込むこと。設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。ＦＡＸ受領日より、３営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受注業者「有限会社下岡商会」から着払い便にて発送する（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

③　申込先

独立行政法人都市再生機構中部支社
コピーセンター受託業者 有限会社下岡商会
ＦＡＸ：052-238-9277（この番号は、総務部経理課のＦＡＸ番号）
問い合わせ：独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課 電話：052-238-9113

4　競争参加資格

次の(1)から(15)に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2)　都市再生機構中部地区における令和７・８年度の一般競争参加資格について、**別表**に示す業者登録の認定を受けていること。

また、本工事の入札に参加する者(定期受付の申請者を除く。)は、競争参加資格申請期間中に認定の申請を行い、開札日までに都市再生機構中部地区における令和７・８年度の一般競争参加資格において**別表**に示す業者登録の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構中部支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により**別表**に示す業者登録の

再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

(6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→**別紙**暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(8) 機構中部支社(住宅管理センター含む。)又は(株)ＵＲコミュニティ(住まいセンターを含む。以下同じ。)が発注した中部地区での工事成績について、申請書等の提出期限日前 1 年以内の期間に完成したのものにおいて 60 点未満のものがないこと。（通知されていないものを除く。）

(9) **別表**に示す地理的要件・必要許可等を満たすこと。

(10) **別表**に示す施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

(11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。なお、配置予定の技術者の変更は原則として認めない。

① 資格要件は**別表**による。
② 工事経験は**別表**による。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

(12) 専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第 28 条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
② 兼務する工事は、２を超えないこと。
③ 専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で 10 ㎞程度であること。
④ 専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
⑤ 専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡がとれる体制を確立すること。
⑥ 専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場

巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦　兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

(13) 機構又は(株)ＵＲコミュニティが中部地区で発注した上記(2)の工事種別において調査基準価格を下回った価格をもって、令和６年４月以降に工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満（工期末が令和６年 10 月１日以降の工事については、70 点未満とする）がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を満たすこと。

・機構が発注した上記(2)の工事種別において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・機構が発注した上記(2)の工事種別において調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった場合の追加配置技術者については**別表**のとおり。

(15) 以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第７条の規定による届出の義務

※注)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」（令和元年法律９号）に規定される告示要求制限により、保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

5　設計業務等の受注者等

(1)　上記 4(6)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、**別表**に掲げる者をいう。

(2)　上記 4(6)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。

①　当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　担当支社等

(1)　一般競争参加資格の申請、入札方法等について

①　申請方法について

機構ホームページを参照「https://www.ur-net.go.jp/order/info.html」

②　問い合わせについて

別表による。

(2)　入札方法等について

別表による。

(3)　申請書及び資料等について

別表による。

(4)　電子入札システム操作について／障害発生時

別表による。

7　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記４(2)の認定を受けていない者も以下(2)①の提出期間内に申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記４(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。この場合、競争に参加するためには、**別表**の提出期間内に、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(2)　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。

提出期間：**別表**に示す期間まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記６(2)に同じ。

紙入札による場合は、原本を上記６(3)に同じ。

②　資料(**別記様式**及び関連資料)の提出方法、期間及び場所

上記①に同じ。

(3)　申請書は、**別記様式１**により作成すること。

(4)　資料は、**別紙３**「書類作成の手引き」に従い作成すること。

実績については、掲示日の前日までに完成、引き渡しが完了していること。

①　施工実績

上記４(10)に掲げる資格があることを判断できる施工実績等を**別記様式**に記載すること。

②　配置予定技術者

上記４(11)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者(以下「配置予定技術者」という。)の資格等を**別記様式**に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。複数候補者がいる場合の配置予定技術者の評価は、最も低い技術者の評価点をもって評価する。なお、「専任特例２号」を配置予定技術者とする場合は、評価対象は専任特例として配置する監理技術者とする。（監理技術者補佐及び現場係員は評価対象外）専任特例２号の配置を行う場合においては、専任特例２号に関する届出書様式－１を提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③　ISO、ワーク・ライフ・バランスの関連認定

ISO の認定取得及び、ワーク・ライフ・バランスの適合状況を**別記様式**により提出すること。（価格競争の場合は不要。）

④　施工計画に係る資料を**別記様式**により提出すること。（価格競争または施工技術確認型の場合は不要。）

⑤　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し等

上記４(15)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模

等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを**別記様式**により提出すること。
　なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には「元請適用除外誓約書」を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、以下に示すいずれかの書面とする。
・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
　雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険 料申告書の写し
・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

(5)　発注者が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(6)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は**別表**に示す日時までに、電子入札システムにて通知する。(紙により申請した場合は、紙にて郵送(発送)する。)

(7)　その他
①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②　発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③　提出された申請書及び資料は、返却しない。
④　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤　電子入札システムで提出する場合の注意事項
　電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019 又はMicrosoft Excel2019 以下で参照可能な形式、PDF形式若しくは画像ファイル(JPEG 形式又はGIF 形式)で作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH 又はZIP 形式を指定するものとする。(自己解凍方式は指定しないものとする。)

8　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、以下の提出場所に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
①　提出期限：**別表**による。
②　提出場所：上記 6(2)に同じ。
③　提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。
　ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする(郵送又は電送によるものは受け付けない)。

(2)　発注者は、説明を求められたときは、**別表**の期間までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は紙)により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　発注者は上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答

を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表する。)

9　再苦情申立て

(1)　上記 8(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(又は説明に係る書面を受け取った日)から 7 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、機構に設置される入札監視委員会に審議を依頼する者とする。

①　提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部総務・法務課
電話：052-238-9105

②　提出時間：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、正午から午後 1 時の間は除く)。

(2)　発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。

(3)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後 7 日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。

(4)　発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5)　再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記(1)①に同じ。

10　掲示文兼入札説明書に対する質問

(1)　この掲示文兼入札説明書(設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、**別表**により提出すること。
電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構ホームページ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること」)。

(2)　上記(1)の質問に対する回答
別表による。

11　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1)　入札の日時及び入札書の提出方法

①　入札日時：**別表**による。

②　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記①の日時までに上記 6(2)へ持参又は郵送（簡易書留郵便により必着）すること。電送によるものは認めない。郵送にあっては二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記入し、機構宛の信書で提出すること。

(2)　開札の日時及び場所

①　日時：**別表**による。

② 場所：上記 6(2)に同じ。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札方法等

(1) 入札方法は上記 11(1)による。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)に公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の 3 桁の数字を必ず記入すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

15 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。

電子入札による場合は、電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書ファイルを添付資料として追加し、提出すること。

紙入札による場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参又は郵送すること。

① 提出日時：上記 11(1)入札日時に同じ。

② 提出先：上記 6(2)に同じ。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。持参又は郵送により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者（又は代理人）印の押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）を記載することで押印を省略できる。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
- イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ハ 他の工事の内訳書である場合
- ニ 白紙である場合
- ホ 持参した内訳書に押印が欠けている場合又は持参若しくは郵送した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
- ヘ 内訳書が特定できない場合
- ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合
- イ 内訳の記載が全くない場合
- ロ 掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合
- イ 発注者名に誤りがある場合
- ロ 発注案件名に誤りがある場合
- ハ 提出業者名に誤りがある場合
- ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16 開札

開札は電子入札システムにより、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札者の立会いは不要とする。再度入札を行うこととなった場合には、再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

〈再入札について〉

第１回目の開札で入札が不調となった場合は、再度入札に移行する。入札の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。また、紙入札方式による入札参加者は、開札の時間帯において確実に連絡が取れる連絡先をあらかじめ発注者に届出ておくこととし（任意様式)、再入札を行うこととなった場合は、発注者からその旨の連絡後、次の①の締切日時までに**別表**6(2)へ持参すること。なお、発注者からの連絡がつかなかった場合やその他やむをえない事由がある場合においても、期限までに持参されない場合は、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

①再入札の締切日時

日時：令和８年２月３日（水）午前11時30分（予定）

②再開札の日時及び場所

日時：令和８年２月３日（水）午前11時40分（予定）

場所：上記6(1)に同じ。

17　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18　落札者の決定方法

別紙2のとおり。

なお、**別紙2**の(3)ただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を**別添4**確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

19　支払条件

前金払40%以内、中間前金払又は部分払4回(どちらか一方を選択)及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

20　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

21　建設業法第20条の２第２項に基づく通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、**別添2**「通知書」を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(1)　提出　：契約書等の提出と合わせて提出すること。
(2)　提出場所：6（1）に同じ。
(3)　提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

中東情勢の影響に伴い、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（想定される事象を含む）については、工事請負契約締結後であっても別添２「通知書」により受け付けることとし、通知の内容が発現した場合には、協議するものとする。

22　その他

(1)　入札参加者は、機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/)の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書(電子入札用の入札心得書を含む。)、標準契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル06質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること。

(2)　電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。
(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4)　落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構ホームページ →入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→機構で使用する標準契約書等を参照)を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
(5)　落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
(6)　機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争 上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
(7)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで稼動している。
　システムを停止する場合等は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の下部「お知らせ」において公開する。
(8)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供 及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意された ものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報 提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表 させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。
　①　公表の対象となる契約先
　　次のいずれにも該当する契約先
　　イ　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
　　ロ　機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
　②　公表する情報
　　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に

掲げる情報を公表します。

イ　機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名

ロ　機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

ニ　1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長 相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④　公表日　契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

(9)　本工事の履行にあたり、工事受注者は現場説明書を遵守すること。また、本工事は第三者による工事監理者を配置する。

(10)　本工事について、以下の対応が発生する。

①　工事発注担当職員及び監督員による「施工体制」、「施工状況」、「品質」、及び「下請けへの支払い条件(支払い内容の確認・書類提出を含む)」等に関して「着工前(着工会議等)」、「施工中(定例会議等)、「施工後」にヒアリングを実施する。

②　上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、発注担当職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。

(11)　電子入札システムの操作マニュアルは、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札において公開している。

(12)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある

・　競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)

・　競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動通知)

・　辞退届受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　日時変更通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)

・　入札書受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。

・　再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)

・　落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　保留通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　取止め通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　中止通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　見積依頼通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・　見積書受信確認通知(不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知)
・　見積締切通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

(13) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

以　上

別紙 1

独立行政法人都市再生機構中部支社

設計図面等交付申込書

申込日：令和　　年　　月　　日

工　事　件　名		Ｒ０８－支－アーバニア千代田アルミ製窓建具改修工事
設計図面等の交付方法		CD-R データにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、交付期間中（**別紙 3**(4)）に当該用紙を下記ＦＡＸ番号に送付し、申し込むこと。
申込者	会　社　名	
	住　　所（送付先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連絡先	 電話：　　－　　－　　メール：
その他		

※図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。）

※この申込書は、独立行政法人都市再生機構中部支社から設計図面等を発送するために、コピーセンター受託業者有限会社下岡商会に開示、使用されます。

【申込先】

独立行政法人都市再生機構中部支社

コピーセンター受託業者 有限会社下岡商会

ＦＡＸ：052-238-9277（この番号は、総務部経理課のＦＡＸ番号）

問い合わせ：独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 電話：052-238-9113

別紙２

総合評価要領

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する評価基準並びに得点配分は、**次ページ**「評価項目、評価基準及び得点配点等について」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る取組み等が適切又は標準的なものには「技術評価点」として標準点 100 点を与え、さらに当機構が「評価」した実績等には、上記(1)により加算点（最大 20 点）を与える。

(3)　落札者の決定方法

①　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる「技術評価点」（標準点及び加算点の合計）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・　評価値　＝　技術評価点（標準点＋加算点）　／　入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

②　①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を入札説明書別紙４「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

評価項目、評価基準及び得点配分等について

分　類	評価項目	評価基準	配点
企業の技術力（12点）	過去３ヶ年度（※１）の当機構（※２）の保全工事（※３）における工事成績評定点の平均点	70点※a（75※b）以上	5点
		68点※a（73※b）以上70点※a（75※b）未満	3点
		65点※a（70※b）以上68点※a（73※b）未満	1点
		65点※a（70※b）未満・実績なし	0点
	過去５ヶ年度（※１）の機構及び公共共同住宅（※４）の修繕工事（※６）の優秀工事施工業者表彰の有無又は過去２年間の機構のその他の表彰（※７）	表彰の実績あり	1点
		表彰の実績なし	0点
	ISO 認証取得状況	ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み	1点
		認証を未取得	0点
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み（※８）	1点
		認証を未取得	0点
	「同種工事」又は「類似工事」の施工実績	競争参加資格において求める最低施工件数（※９）の４倍より多い件数	4点
		競争参加資格において求める最低施工件数の３倍より多く４倍以下の件数	3点
		競争参加資格において求める最低施工件数の２倍より多く３倍以下の件数	2点
		競争参加資格において求める最低施工件数より多く２倍以下の件数	1点
		競争参加資格において求める最低施工件数	0点
配置予定技術者（※５）（8点）	過去３ヶ年度（※１）の当機構（※２）の保全工事（※３）における工事成績評定点の平均点	70点※a（75※b）以上	5点
		68点※a（73※b）以上70点※a（75※b）未満	3点
		65点※a（70※b）以上68点※a（73※b）未満	1点
		65点※a（70※b）未満・実績なし	0点
	過去５ヶ年度（※１）の当機構及び公共共同住宅（※４）の修繕工事（※６）の優秀工事施工業者表彰の有無	表彰の実績あり	1点
		表彰の実績なし	0点
	「同種工事」又は「類似工事」の施工実績	競争参加資格において求める最低施工経験の２倍より多い経験数	2点
		競争参加資格において求める最低施工経験より多く２倍以下の経験数	1点
		競争参加資格において求める最低施工経験数	0点
計			20点

《工事成績表定点の算出について》
※a：工期末が令和６年９月 30 日以前の工事
※b：工期末が令和６年 10 月１日以降の工事
注 ：※a ※b ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。なお、評価点の算出は小数点第１位までとし、小数点第２位は四捨五入する。

※１　過去３（5）ヶ年度とは、当該工事公示日の過去３（5）ヶ年度に契約工期が終了（工期末）した工事とする。（令和８年度が公示日であれば、令和５(令和３)年度～令和７年度工期末工事が対象）
※２　住まいセンターにおいて（株）UR コミュニティが発注手続きを行った工事を含む。
※３　本表の「当機構（※2）の保全工事」とは、競争参加資格における＜保全建築＞のことをいう。
※４　公営、公社等のＲＣ造およびＳＲＣ造の共同住宅をいう。
※５　元請けの主任（監理）技術者または現場代理人として携わったもの。主任（監理）技術者とは、入札参加申請時に配置予定技術者として申請した者に限り、低入札による追加配置技術者は除く。
※６　住棟全体に係る建築系の共用部修繕・改修工事。
※７　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去２年間（令和６年４月１日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門を問わない。
※８　次に掲げるいずれかの認定をうけている。
・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）※イ
・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※ロ
・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）※ハ
※イ　女性活用推進法第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。
※ロ　次世代法第 13 条又は第 15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※ハ　者雇用促進法第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※９ 入札説明書別表４（10）において具体の件数記載が無い場合は１件と読む。

別紙３

書類作成の手引き

競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

１　申請書の提出について

（１）　提出期間

入札説明書別表７（2）に同じ。

（２）　提出場所及び問い合わせ先

①　提出場所：電子入札システム

②　問い合わせ先：入札説明書別表6（3）に同じ。

なお、紙入札方式で参加する場合は、あらかじめ前日までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

（３）　提出部数

申請書　１部

（４）　その他

①　発注者の承諾を得て、紙入札とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。なお、資料を提出した確認が必要な場合には、「別記様式１」の写しに機構受付印を押して返却するので、「別記様式１」の写しを用意し、その旨受付で申し出ること。

②書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

２　申請書の提出書類

（１）　競争参加資格確認申請書　**別記様式１**

①　建設業許可申請書（写し）

（２）　「同種工事」又は「類似工事」の施工実績等　**別記様式２**

①　「同種工事」又は「類似工事」の施工実績が確認できる書類

イ　契約書・設計図書の一部等（写し）

ロ　又はイが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）

（３）　配置予定技術者の資格・従事状況　**別記様式３**

①　一級建築士等の免許証又は合格証明書等（写し）

②　監理技術者資格者証（表・裏の写し）、監理技術者講習修了証（写し）

③　「同種工事」又は「類似工事」の施工実績及び従事役職が確認できる書類

イ　契約書・設計図書の一部等（写し）

ロ　現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）

ハ　又はイ及びロが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）

④　雇用関係を証明する書類(イまたはロ)

イ　健康保険証、雇用保険証等（写し）

ロ　在籍証明書

※保険者番号及び被保険者等記号・番号については、マスキングを施して提出すること

⑤　「専任特例２号」の配置を行う場合の提出書類

届出書様式－１

（４） 総合評価に関する資料 **別記様式４** **（総合評価対象外の場合不要）**

電子データ等（Word2019 形式以下のもの、Excel2019 形式以下のもの、文字 10 ポイント以上、ＣＤ－ＲＯＭに保存）も合わせ提出すること

① 「評価項目、評価基準及び得点配分等について」における、工事成績評定通知書（写し）

② 「評価項目、評価基準及び得点配分等について」における、表彰実績（感謝状等贈呈を含む）又は表彰者としての通知が確認できる書類（写し）

③ 当該事業所のＩＳＯの登録証（写し）

④ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の取得を確認できる書類（写し）

（５） 施工マニュアルに関する書類 **別記様式５**

（６） 社会保険加入に関する事項

① 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）

② 必要に応じ、以下の書類を提出すること

・入札説明書７（４）⑤に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面 **別記様式６**

注１） 「同種工事」又は「類似工事」の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部（工事名称、工期、各棟ごとの構造・階数・住宅戸数が確認できる資料の抜粋）及び工事成績評定通知書（当機構発注工事の場合のみ）、免許証、資格証等の書類を提出すること（いずれも写し）。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（ＣＯＲＩＮＳ登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。（※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。）

注２） 紙入札方式で参加する場合、添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成すること。なお、提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部（写し）については、Ａ３版に縮小しＡ４版に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること）

注３） ＣＯＲＩＮＳ登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注４） 配置予定技術者に係る「同種工事」又は「類似工事」の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔ＣＯＲＩＮＳ登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注５） 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。（ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。）。「専任特例２号」を配置予定技術者とする場合は、評価対象は専任特例として配置する監理技術者とする（監理技術者補佐及び現場係員は評価対象外）。

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

注６） 「同種工事」又は「類似工事」の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができる。

３　セット方法

（１）電子入札システムにより提出する場合

ファイル形式はPDF形式､Word2019形式以下のもの又はExcel2019形式以下のもので作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH形式又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

別記様式４については、電子データ等（Word2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、文字10ポイント以上、ＣＤ－ＲＯＭに保存）も合わせて提出すること

ファイル容量の合計が３ＭＢを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。（申請書及び技術資料の１枚目には､代表者印を押印すること）この場合､必要書類の全てを郵送するものとし､電子入札システムでの提出との分割は認めない。この場合の郵送先は、入札説明書6(3)に同じ。

郵送する際は、表封筒に「『○○工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。

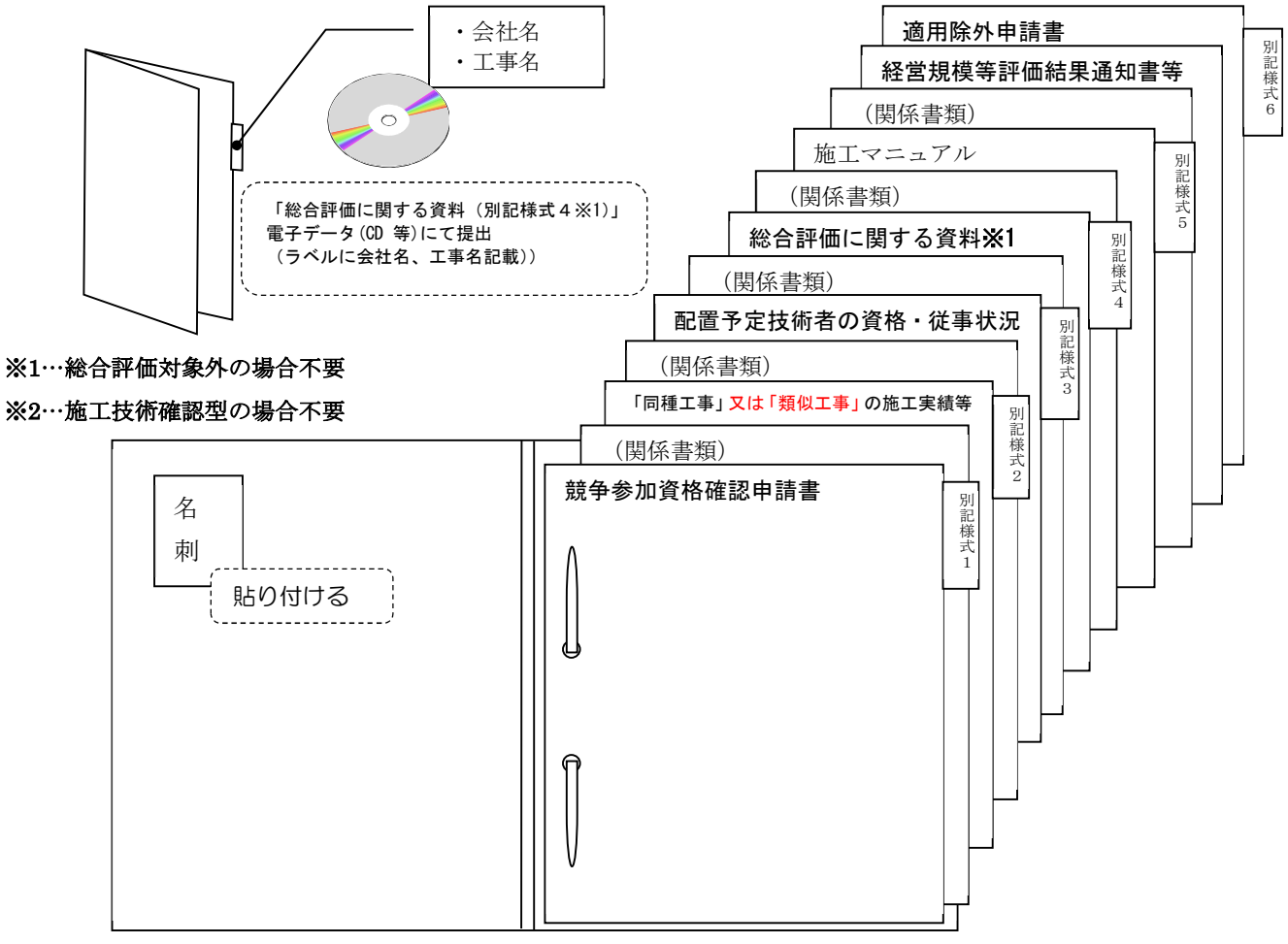
また､電子入札システムにより､以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し､送信すること。

- 郵送する旨の表示
- 郵送する書類の目録
- 郵送する書類のページ数
- 発送年月日

提出期限は、入札説明書７（2）の提出日時と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものに限るものとする。

（２）郵送又は紙入札方式により提出する場合

別記様式４については、電子データ等（Word2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、文字10ポイント以上、ＣＤ－ＲＯＭに保存）も合わせて提出すること（総合評価対象外の場合不要とする)。



※1…総合評価対象外の場合不要

※2…施工技術確認型の場合不要

○**別記様式１～５**（若しくは、１～６）の順に綴じること。
○Ａ４版ファイル（左側２穴）に綴じ、インデックスに工事名及び会社名を記入する。
○設計図書：Ａ３版に縮小し、Ａ４版に折り込む。「同種工事」又は「類似工事」の確認部分に赤字でマーク。
○各様式の最初のページにインデックスをつける。
○ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

以　上

別紙４

確　認　書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者とも確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

令和○○年○○月○○日

発注者　　独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　　㊞

受注者　　社名
代表取締役　　○○　○○　㊞

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

2　◎◎◎に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

3　※※※に関すること。

以　上

記載要領

1）工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
2）低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
3）低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

別紙５

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　〇〇　〇〇

居住者等第三者の安全確保に関する確認書

独立行政法人都市再生機構中部支社を発注者とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受注者として、令和＿＿年＿＿月＿＿日付で締結した＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（以下「本工事」という。）に関し、受注者は、居住者、近隣住民及び通行人その他第三者（以下「居住者等」という。）の生命に関わる事故を発生させないため、次に掲げる事項について受注者が確認し、その証として、記名押印の上発注者に提出するものとする。

１　本確認書は、受注者が本工事の履行にあたり、居住者等の生命・身体・財産の安全を最優先に確保し、事故の未然防止を図ることを目的とする。

２　受注者は、契約書に定める設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。）に記載された安全に関する事項を遵守し、併せて当該内容を作業員へ確実に周知するものとする。

３　発注者は、（通達）工事成績評定実施要領について（平 16．７．１付 75-17 他）第５条に規定する工事成績の評定（以下「成績評定」という。）に当たり、以下に掲げる事案が発生した場合には成績評定において下表を標準として減点を行うものとする。

保全工事において居住者等の第三者が避難を余儀なくされる事故が発生した場合（火災事故等）	－20 点
保全工事において給排気筒の閉塞に起因する人身事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	－20 点
保全工事において閉塞防止指導会を受講していない作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	－13 点
保全工事において閉塞防止指導会を受講している作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	－10 点
保全工事において給排気筒の正常な作動を妨げる養生等を発注者等が発見した場合※	－8 点

※正常な作動を妨げる恐れはないが、予防措置として指導する場合を除く

以　上

内容について確認しました。

令和　　年　　月　　日

受注者　　住　　所
会　社　名
現場代理人名　　印

別記様式１

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 中部支社

支社長　　小澤　誠一　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
連絡者　担　当　者　名
電話・ＦＡＸ

令和８年11月17日付けで掲示のありました「Ｒ０８－支－アーバニア千代田アルミ製窓建具改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、掲示文兼入札説明書４（１）、４（３）及び４（７）に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(４)①定める施工実績を記載した書面【別記様式２】
２　入札説明書７(４)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面【別記様式３】
　〔専任特例２号を配置する場合は届出書を含む〕
３　入札説明書７(４)③④に定める総合評価に関する事項を記載した書面【別記様式４】

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

□申請中⇒□新規又は更新　□工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

□済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							

４　建設業許可通知の写し
５　令和７・８年度の競争参加資格有資格者名簿
６　施工マニュアル【様式自由】
７　保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
８　入札説明書７(４)⑤に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注）　電子入札にて参加する場合は不要であるが、紙入札方式で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

別記様式２

令和 00 年 00 月 00 日

「同種工事」又は「類似工事」の施工実績

会社名：

資料の提出期限日前１年以内の期間における中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績評定における 60 点未満の有無	有 ・ 無
令和６年４月１日以降の中部支社（所管事務所を含む。）発注した「保全建築」工事において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が 68 点未満（工期末が令和６年 10 月１日以降の工事については、70 点未満）となったものの有無	有 ・ 無

※該当する期間において貴社の実績すべてについて該当の有無を確認してください。

項目		施工実績事例		
工事名称等	工事名称			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	総額　　円（出資比率　％　　百万円）		
	工期	平成・令和　年　月　日 ～ 平成・令和　年　月　日		
	受注形態	（１） 単独、 （２） 共同企業体（出資比率　　％）		
工事対象建物概要	構造・階数	（１） ＲＣ造 （２） ＳＲＣ造 （３） その他（ 造）　階建		
	棟数・戸数	棟　戸 （複数棟の場合、棟別記載）	住宅種別	（１） 賃貸住宅 （２） 分譲住宅
	延べ面積	㎡	入居状況	居住中
工事概要等				
CORINS への登録 （当該事項を○で囲む）		有 ・ 無 （CORINS 登録番号：○○○－○○○－○○○）		

（注１）施工実績は、掲示文兼入札説明書記 3(6)に示す「同種工事」又は「類似工事」について記載すること。

（注２）工事名称等及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。
ただし、添付する設計図書の中で工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

（注３）工事概要等の欄は、工事内容、工種、施工方法、数量等を記載すること。

（注４）様式の最初のページには、インデックスを付けること。

（注５）工事の中に「同種工事」又は「類似工事」以外の工事が含まれている場合は、内訳書等、「同種工事」又は「類似工事」の内訳が確認できるものを添付する。

別記様式３

令和　　年　　月　　日

配置予定技術者の資格・従事状況

	会社名（建設業許可番号）:					
氏名・職制	ふりがな 氏名　: （生年月日：昭和・平成　　年（１９　　年）　　月　　日）					
最終学歴	学科（専攻）昭和・平成　　年　　月卒業					
法令による免許	一級建築士		取得時期	昭和・平成　年　月　日		
			登録番号			
	１級建築施工管理技士		取得時期	昭和・平成　年　月　日		
			登録番号			
	指定建設業監理技術者		取得時期	昭和・平成　年　月　日		
			登録番号			
	監理技術者講習修了証		修了月日	昭和・平成　年　月　日		
			登録番号			
現在の従事状況	社内勤務の場合	勤務地		所属・役職		
		業務内容		在籍期間		
	工事現場勤務の場合	工事名称				
		従事役職	（１）　監理技術者　（２）　主任技術者　（３）　現場代理人			
		専任・兼任	（１）　専任　（２）　兼任			
		発注機関名				
		施工場所				
		工期	平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日			
		工事内容等				
「同種工事」又は「類似工事」の工事経験		工事名称				
		従事役職	（１）　監理技術者　（２）　主任技術者　（３）　現場代理人			
		専任・兼任	（１）　専任　（２）　兼任			
		発注機関名				
		施工場所				
		工期	平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日			
		CORINS 登録	有（CORINS 登録番号：　－　－　）・無			
		工事概要等				
		構造・階数	（１）　ＲＣ造　（２）　ＳＲＣ造　（３）　その他（　造）　階建			
		棟数・戸数	棟　　戸 （複数棟の場合、棟別記載）	住宅種別	（１）　賃貸住宅 （２）　分譲住宅	
		延べ面積	㎡	入居状況	居住中	
		工事概要等				

（注１）配置予定技術者とは、専任となる主任技術者又は監理技術者をいう。
（注２）配置予定技術者の資格として、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。
（注３）配置予定技術者の資格を証する書面の写し等を添付すること。
（注４）平成 16 年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しを併せて提出すること。
（注５）工事概要・工事内容等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。
　ただし、添付する設計図書の中で工事内容（構造・階数・棟数・戸数）が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。
（注６）配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。(ただし、配置予定技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。)
（注７）専任特例２号を配置する場合、専任特例２号に関する届出書様式－１を合わせて提出すること
（注８）「専任特例２号」を配置予定技術者とする場合は、評価対象は専任特例として配置する監理技術者とする。(監理技術者補佐及び現場係員は評価対象外)

別記様式３

届出書　様式－１

令和　　年　　月　　日

人員の配置を示す計画書
（専任特例２号）

１　対象期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２　配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 （資格番号）	（　　号）

３　建設工事１（当該工事）

工事名称			
工事現場住所			
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		
工事着手日	令和　　年　　月　　日		
建設工事の内容			※建設工事 29 種より
監理技術者補佐※	氏名		
	所属会社		
	資格 （資格番号）	（　　号）	
	業務内容		
	連絡先（電話・メール）		
	情報通信技術を使用した連絡体制		

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

４　建設工事２（兼務する工事）

工事名称			
工事現場住所			
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		
発注者名			
建設工事の内容			※建設工事 29 種より
監理技術者補佐※	氏名		
	所属会社		
	資格 （資格番号）	（　　号）	
	業務内容		
	連絡先（電話・メール）		
	情報通信技術を使用した連絡体制		

【兼務する工事の地図】

兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※　兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

別記様式４

総合評価に関する資料

【「企業の技術力」、「配置予定技術者」に係る資料】

<table>
<tr><td rowspan="6">企業の技術力</td><td rowspan="3">1. 過去３ヶ年度（※１）の当機構（※２）の保全工事（※３）における工事成績評定点の平均点（３件を超える工事実績がある場合は、別途記入し提出すること。）</td><td>工事名</td><td>工　期</td><td>工事成績</td><td>平均点</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td></td></tr>
<tr><td>2. 過去５ヶ年度（※１）の機構及び公共共同住宅（※４）の修繕工事（※６）の優秀工事施工業者表彰の有無又は過去２年間の機構のその他の表彰（※７）</td><td colspan="4">①無し
②有り
・工事名
・請負金額
・工期　　年　月　日～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>3. ISO 認証取得状況</td><td colspan="4">①ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済
②ISO9001 又は ISO14001 の認証を未取得</td></tr>
<tr><td>4. ワーク・ライフ・バランス関連認定制度</td><td colspan="4">①女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み（※８）
②女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を未取得</td></tr>
<tr><td>5. 「同種工事」又は「類似工事」の施工実績

（入札説明書別表４(10)に示す「同種工事」又は「類似工事」実績及び上記 1.と重複する施工実績についても記載すること）</td><td colspan="4"><table><tr><td>工事名</td><td>請負金額（円）</td><td>工期</td><td>構造</td><td>階数</td><td>戸数</td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>配置予定技術者の</td><td>6. 過去３ヶ年度（※１）の当機構（※２）の保</td><td colspan="4"><table><tr><td>工事名</td><td>工期</td><td>工事成績</td><td>平均点</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">実績
（※５）</td><td rowspan="3">全工事（※３）における工事成績評定点の平均点</td><td></td><td>～</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td></td></tr>
<tr><td>7. 過去５ヶ年度（※１）の当機構及び公共共同住宅（※４）の修繕工事（※６）の優秀工事施工業者表彰の有無</td><td colspan="4">①無し
②有り
・工事名
・請負金額
・工期　　年　月　日～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>8. 「同種工事」又は「類似工事」の施工実績

（入札説明書別表４(10)に示す「同種工事」又は「類似工事」実績及び上記 6.と重複する施工実績についても記載すること）</td><td colspan="4"><table>
<tr><th>工事名</th><th>請負金額（円）</th><th>工期</th><th>構造</th><th>階数</th><th>戸数</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※１　過去３（5）ヶ年度とは、当該工事公示日の過去３（5）ヶ年度に契約工期が終了（工期末）した工事とする。（令和８年度が公示日であれば、令和５(令和３)年度～令和７年度工期末工事が対象）
※２　住まいセンターにおいて（株）UR コミュニティが発注手続きを行った工事を含む。
※３　本表の「当機構（※2）の保全工事」とは、競争参加資格における＜保全建築＞のことをいう。
※４　公営、公社等のＲＣ造およびＳＲＣ造の共同住宅をいう。
※５　元請けの主任（監理）技術者または現場代理人として携わったもの。主任（監理）技術者とは、入札参加申請時に配置予定技術者として申請した者に限り、低入札による追加配置技術者は除く。
※６　住棟全体に係る建築系の共用部修繕・改修工事。
※７　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去２年間（令和６年４月１日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門を問わない。
※８　次に掲げるいずれかの認定をうけている。
・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）※イ
・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※ロ
・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）※ハ
※イ　女性活用推進法第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。
※ロ　次世代法第 13 条又は第 15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※ハ　若者雇用促進法第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※９ 入札説明書４（10）において具体的件数記載が無い場合は１件と読む。
注１　２、７は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。
注２　１は各工事の工事成績がわかる資料を添付すること。
注３　６は、工事成績がわかる資料及び当該工事に携わっていたことが確認できる資料（施工体制台帳等の写し）を添付すること。
注４　５、８は契約書・設計図書の一部の写し等、「同種工事」又は「類似工事」の施工実績が確認できる資料を添付すること。

別記様式５

保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

Ⅰ．工事にあたっての留意事項について

１心構え、みだしなみ
２居住者又は、近隣に対する周知方法
３居住者又は、近隣に対する安全管理
４作業員に対する安全衛生管理
５緊急時の対応
６工事関係車両の走行及び駐車のマナー
７資材・機器の搬入及び搬出
８工事騒音や振動等に対する対策
９工事完了時の留意事項

Ⅱ．施工管理について

１工程管理
２品質管理
３社内検査体制

別記様式６

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　　殿

住　所
商　号
代表者

適用除外誓約書

　別紙の理由により、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）
□従業員５人未満の個人事業所であるため。
□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
平成・令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。
（雇用保険）
□役員のみの法人であるため。
□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
平成・令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

別添１

余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式に係る取扱要領

独立行政法人都市再生機構

（総則）

第１条　本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式を実施する工事（以下「任意着手方式による工事」という。））を実施するものである。

（余裕期間及び工期）

第３条　機構は、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

２　受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。

３　受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。

４　工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

５　契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

（前払金の取扱い）

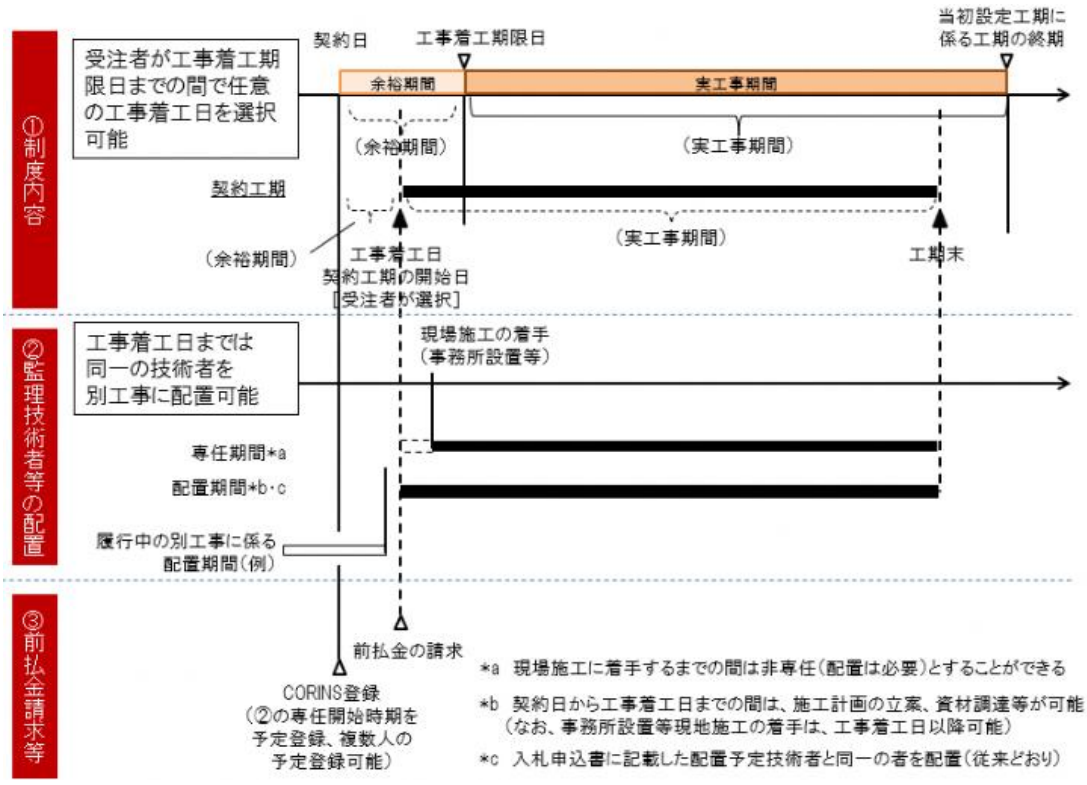
第４条　任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

（工事着工日前の取扱い）
第５条　契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

２　契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。
３　契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。
（技術者の取扱い）
第６条　余裕期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
（経費の負担）
第７条　余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。
（その他）
第８条　この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以　上

■任意着手方式の概念図



工　事　着　工　日　通　知　書

（任意着手方式適用工事用）

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　小澤　誠一　殿

受注者　住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工　事　名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	年　　月　　日
工　　期	工　事　着　工　日から 年　　月　　日まで
工 事 着 工 日	年　　月　　日

※契約締結時までに提出すること。
※契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

（※１）本件責任者（部署名・氏名）:
　　担　当　者（部署名・氏名）:
（※２）連絡先（電話番号）　１：
　　連絡先（電話番号）　２：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※２　電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線を記載。

（別記様式）　　別添２

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 中部支社
支社長　小澤　誠一 殿

所 在 地
名 称
代表者名　　（押印不要）

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

発生するおそれのある事象※：（例）○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以　上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）

１．本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。